



特集

不法投棄は “犯罪”です！

廃棄物の処理及び清掃に関する法律では「何人も、みだりに廃棄物を捨ててはならない。」と規定されています。

問 市・環境保全課 Tel 42-1806

不法投棄をすると罰せられます

▼不法投棄を行った者は、5年以下の懲役、若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、またはこれを併科されます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第1項第14号）。未遂の場合でも罰せられます（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第25条第2項）。法人に対しても3億円以下の罰金が科せられます。

みだりにごみを捨てる行為については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律のほか、以下の法令でも処罰の対象としています。

法 令	規定内容（禁止行為）	罰 則
軽 犯 罪 法	公共の利益に反してみだりにごみ、鳥獣の死体その他の汚物又は廃物を棄てること。（第1条第27号）	勾留または科料（第2条）
道 路 法	みだりに道路を損傷し、又は汚損すること。（第43条第1号）みだりに道路に土石、竹木等の物件をたい積し、その他道路の構造又は交通に支障を及ぼす虞のある行為をすること。（第43条第2号）	1年以下の懲役又は50万円以下の罰金（第102条第3号）
道 路 交 通 法	交通の妨害となるような方法で物件をみだりに道路に置くこと。（第76条第3項）	3月以下の懲役又は5万円以下の罰金（第119条第2項第7号）
自 然 公 園 法	当該国立公園又は国定公園の利用者に著しく不快の念を起こさせるような方法で、ごみその他の汚物又は棄物を捨て、又は放置すること。（第37条第1項第1号）	30万円以下の罰金（第86条第8号）
都 市 公 園 法	都市公園を損傷し、又は汚損すること。（第11条第1号）	10万円以下の過料（第42条第1項）
河川法施行令	河川区域内の土地に土石（砂を含む。）又はごみ、ふん尿、鳥獣の死体その他の汚物若しくは廃物を捨てること。（第16条の4第1項第2号）	3月以下の懲役又は20万円以下の罰金（第59条第2号）

不法投棄の発生状況（留萌市内・令和3年度～5年度）

令和3年度			令和4年度			令和5年度		
5月	バンゴベ	冷蔵庫、電子レンジ、ストーブなど	4月	野本町	ほうき、座布団など	4月	栄町	家庭ごみ
6月	明元町	釣り用品など	5月	住之江町	家庭ごみ		沖見町	家庭ごみ
7月	堀川町	家庭ごみ		見晴町	洗濯機など	6月	東雲町	ソファ、マットレスなど
	末広町	冷蔵庫、ストーブ、洗濯機、タイヤなど	7月	本町	家庭ごみ	7月	船場町	家庭ごみ
	大町	生ごみなど	9月	見晴町	家庭ごみ		住之江町	家庭ごみ
	錦町	家庭ごみ		バンゴベ	テレビなど	8月	瀬越町	家庭ごみ
9月	バンゴベ	漁網		高砂町	車のオイルなど	9月	瀬越町	家庭ごみ
	住之江町	ダンボールなど		元町	家庭ごみ			
10月	見晴町	本棚、カーペットなど		沖見町	金網など			
11月	野本町	生ごみ	10月	宮園町	チラシ			
12月	沖見町	缶、牛乳パック		見晴町	家庭ごみ			
3月	バンゴベ	ペットボトルなど	11月	春日町	生ごみ			

土地などの適正管理について

▼土地又は建物の占有者は、その占有し、又は管理する土地又は建物の清潔を保つように努めなければならない。（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第5条）

私有地に不法投棄されたごみは、不法投棄した者を特定できない場合、土地の所有者が処分しなければなりません。

不法投棄は、ごみが残っている場所や、管理が不十分と思われる場所に繰り返し捨てられる傾向にあります。

私有地などに不法投棄されないための対策が必要です

【対策方法】

- ①防犯カメラの設置
- ②「不法投棄禁止」の看板を設置
- ③人が侵入しないようロープなどを張る
- ④定期的に見回りをする

●何度も私有地へ不法投棄が繰り返される場合は、警察に相談しましょう。

問 留萌警察署 TEL 42-0110

